

報告第7号

専決処分したものの報告について

町長の専決処分事項に関する条例（平成24年多可町条例第36号）本則第1号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により報告する。

令和6年7月5日提出

多可町長 吉 田 一 四

専決第3号

損害賠償の額の決定及び和解について

賠償事故による損害賠償の額の決定及び和解について、下記のとおり損害賠償の額を決定し、及び和解するものとする。

令和6年5月24日専決

多可町長 吉田 一 四

記

事故の区分及び 事故発生年月日	物損事故 令和6年3月22日
事故発生場所	兵庫県多可郡多可町中区安坂45番地3付近
相手方(丙)の 住所氏名	
損害賠償額	金22,000円也
事故の概要	県道山南多可線を西進していた公用車(甲)と町道中村26号線を南下していた車両(乙)が、信号機のない安坂東交差点において出合い頭で衝突し、そのはずみで車両(乙)が相手方(丙)民家の外壁にぶつかり、損傷を与えた。 (過失割合 甲2割:乙8割)